

令和 7 年度

事業概要

目 次

I	消防局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和7年度 主要事業	5

消防局の概要

1. 局長 栗岡 由樹
2. 局の職員数 1,613 人（令和 7 年 4 月 18 日現在）

3. 令和 7 年度予算の概要

（1）一般会計 予算

（単位：千円）

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
16 分担金及負担金	304,326	12 消防費	23,681,677
17 使用料及手数料	41,204		
18 国庫支出金	20,000		
19 県支出金	306,240		
20 財産収入	24,083		
21 寄附金	170,000		
22 繰入金	50,610		
24 諸収入	111,523		
25 市債	5,189,000		
歳入合計	6,216,986	歳出合計	23,681,677

消防局

総務部

総務課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)関係諸機関との連絡及び渉外に関すること。
- (3)消防職員（以下「職員」という。）の給与の支給に関すること。
- (4)消防に関する基本的施策その他重要な施策及び事務事業の企画、推進及び調整に関すること。
- (5)組織及び制度の調整及び研究に関すること。
- (6)法規に関すること。
- (7)争訟に関すること。
- (8)広報及び広聴に関すること。
- (9)特命による重要事項の調整に関すること。

職員課

- (1)職員の人事に関すること。
- (2)組織、定数及び制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)職員の給与の基準に関すること。
- (4)職員の安全衛生に関すること。
- (5)職員の公務災害に関すること。
- (6)共済組合、共助組合その他職員の福利厚生制度事務に関すること。
- (7)消防職員委員会に関すること。

施設課

- (1)消防施設の営繕に関すること。
- (2)局に属する財産の管理に関すること。
- (3)自動車、舟艇、航空機及び機械器具の更新整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)自動車の運行管理に関すること。
- (5)自動車事故の処理に関すること。
- (6)消防通信施設の設置、保全及び運営管理に関すること。
- (7)消防通信施設工事の設計、検査及び監督に関すること。
- (8)消防防災情報システムに関すること。

予防部

予防課

- (1)部内事務の連絡及び調整に関すること。
- (2)火災予防に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)防火管理者、防災管理者及び自衛消防組織の育成及び指導に関すること。
- (4)緊急通報システムに関すること。
- (5)自主防災組織の支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)火災原因及び損害の調査に関すること。
- (7)火災統計及び調査資料の解析に関すること。

査察課

- (1)防火対象物の査察に関すること。
- (2)防火管理、防災管理及び防災規制に関すること。
- (3)火を使用する設備、器具等に対する規制に関すること。
- (4)防火対象物の違反是正に関すること。
- (5)消防用設備等に関すること。
- (6)高層建築物等の防火安全計画の指導に関すること。
- (7)建築確認等の同意及び指導に関すること。
- (8)防火対象物に係る検査（建築確認等の同意を伴うものに限る。）に関すること。
- (9)消防設備士の指導に関すること。
- (10)防災設備技能講習を行う者に対する指導及び助言に関すること。

危険物保安課

- (1)危険物、危険物施設及び指定可燃物施設の規制等に関すること。
- (2)火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の防災指導に関すること。
- (3)石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に関すること。
- (4)火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）及び高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に関すること。
- (5)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に関すること（経済観光局の所管に属するものを除く。）。

警防部

警防課

- (1)部内事務の連絡及び調整に関すること。
- (2)警防業務、消防戦術及び警防訓練に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (3)消防部隊及び車両の配備運用計画に関すること。
- (4)本市に設置される各種対策本部消防部の所管する事務に関すること。
- (5)風水害対策及び震災対策に関すること。
- (6)消防地水利及び消防活動障害に関すること。
- (7)警防活動に関する個人装備の整備に関すること。
- (8)開発指導に関すること。
- (9)災害活動の指揮及び指揮支援に関すること。
- (10)特殊災害に関すること。
- (11)救助業務に関すること。
- (12)緊急消防援助隊及び消防相互応援等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (13)出初め式の実施に関すること。
- (14)災害の分析、研究、統計及び記録に関すること。

消防団支援課

- (1)消防団に関すること。
- (2)消防団の施設及び機械器具に関すること。
- (3)消防作業従事者等の災害補償に関すること。
- (4)神戸市消防協会に関すること。

司令課

- (1)消防部隊の編成、統制及び運用に関すること。
- (2)通報の受理、指令その他の管制業務に関すること。
- (3)災害活動の監察に関すること。
- (4)救急医療情報の収集及び気象情報の処理に関すること。
- (5)火災警報、火災注意報及び消防信号に関すること。
- (6)非常招集の伝達並びに関係機関への連絡及び出動要請に関すること。

航空機動隊

- (1)航空消防に係る企画及び調整に関すること。
- (2)航空機の運用に関すること。
- (3)航空機及び航空機に装備する資機材の整備、点検及び管理に関すること。
- (4)航空関連機関等との連絡調整に関すること。

救急部

救急課

- (1)救急資機材の配布及び開発に関すること。
- (2)救急関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3)救急に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (4)救急隊の運用に関すること。
- (5)救急情報システム等に関すること。

- (6) 患者等を搬送する業務を行う民間の事業者の認定及び指導に関すること。
- (7) 救急需要対策に関すること。
- (8) 救急隊員の教育及び訓練に関すること。
- (9) メディカルコントロール体制に関すること。
- (10) 水上消防署の救急業務等の実施に関すること。

市民防災総合センター

- (1) 職員及び消防団員の教育訓練（自動車の運転及び管理に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 消防科学の研究に関すること。
- (3) 危険物等の鑑定及び判定に関すること。
- (4) 市民生活の安全に関わる機器の研究及び開発に関すること。
- (5) 防災センターにおける市民に対する防災教育に関すること。
- (6) 応急手当等の普及及び推進に関すること。
- (7) 緊急消防援助隊及び消防の相互の応援に伴う防災センターの拠点としての運用に関すること。
- (8) 特別消防隊の運用に関すること。
- (9) 消防音楽隊に関すること。
- (10) 防火対象物の査察の実施の支援に関すること。

消防署

〔東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西〕

総務査察課

<総務係>

- (1) 消防署、総務査察課及び消防防災課の庶務並びに署内の事務の連絡、調整及び改善に関すること。
- (2) 文書及び公印の管守に関すること。
- (3) 広報及び広聴に関すること。
- (4) 事務処理用電子計算機の管理に関すること。
- (5) 職員の人事、給与、教養及び服務に関すること。
- (6) 職員の安全衛生管理に関すること。
- (7) 職員の公務災害補償事務に関すること。
- (8) 消防作業従事者等の災害補償事務に関すること。
- (9) 経理に関すること。
- (10) 庁舎管理に関すること。
- (11) 職員の福利厚生に関すること。
- (12) 安全運転管理者の職務に関すること。
- (13) 交通事故の示談解決に関すること。
- (14) 防火安全協会・防火協会との連携に関すること。
- (15) 出張所に関するもののうち、他の係の所管に属しないこと。
- (16) 救急ステーションに関するもののうち、救急係の所管に属しないこと（西消防署に限る。）。
- (17) 他の課及び係並びに分署の所管に属しないこと。

<査察係>

- (1) 防火管理者、防災管理者及び危険物取扱者等の教養指導に関すること。
- (2) 自衛消防組織（事業所の自衛消防組織に限る。）の育成及び指導に関すること。
- (3) 神戸市火災予防条例（昭和 37 年 4 月条例第 6 号）の施行（道路使用工事、断水減水、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為、煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関するものを除く。）に関すること。
- (4) 防火対象物の査察の実施に関すること。
- (5) 防火対象物の違反処理の執行に関すること。
- (6) 防火管理及び防災管理の指導及び規制に関すること。
- (7) 消防用設備等の点検の指導及び規制に関すること。
- (8) 建築許可の意見に関すること。
- (9) 消防用設備等の指導及び規制に関すること。

- (10) 防火対象物の使用開始検査に関すること。
- (11) 建築物の仮使用承認の意見に係る調査に関すること。
- (12) 消防危険物及び指定可燃物の指導及び規制に関すること。
- (13) 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく特定事業所の指導及び規制に関すること。
- (14) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に関すること。
- (15) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素、毒物、劇物等に係る施設の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、査察及び違反処理業務その他の防火対象物の安全性の確保に関すること。

消防防災課

<消防第 1 係、消防第 2 係及び消防第 3 係>

- (1) 災害の警戒及び消防並びにその計画及び訓練に関すること。
- (2) 災害活動の指揮及び安全管理に関すること。
- (3) 火災警報、火災注意報及び消防信号に関すること。
- (4) 消防地理及び消防水利の調査並びに消防対象物の警防調査に関すること。
- (5) 整備管理者の職務に関すること。
- (6) 消防機械器具の保守管理に関すること。
- (7) 消防用車両、機械器具、通信施設及び水防倉庫の運用に関すること。
- (8) 関係法令に基づく応急措置の命令等に関すること。
- (9) 救助業務の実施及び訓練に関すること。
- (10) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (11) 災害情報の収集及び記録に関すること。
- (12) 被災証明に関すること。
- (13) 消防対象物の査察の実施及び住宅の防火指導等に関すること。
- (14) 神戸市火災予防条例の施行（道路使用工事、断水減水、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為、煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関するものに限る。）に関すること。
- (15) 消防団に関すること。
- (16) 火災予防広報に関すること。
- (17) 防災福祉コミュニティその他の地域の防災組織に関すること。
- (18) 防災教育の支援に関すること。
- (19) 自衛消防組織（事業所の自衛消防組織を除く。）の育成及び指導に関すること。
- (20) 事業所の防災協力（総務係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、消防警備及び火災の予防業務の実施（査察係の所管に属するものを除く。）に関すること。

〔消防第 1 係、消防第 2 係及び消防第 3 係の係別分掌事務は、消防局長が定める。〕

<救急係>

- (1) 救急業務の実施及び訓練に関すること。
- (2) 救急統計及び救急報告に関すること。
- (3) 管轄区域内における関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 市民救急の普及啓発に関すること。
- (5) 救急広報に関すること。
- (6) 消防対象物の査察の実施に関すること。（消防係の所管に属するものを除く。）
- (7) その他救急事務に関すること。

消防局

北神分署

- (1)地域住民、消防団、各種団体等との消防に関する事務の調整に関する事。
- (2)分署の庶務に関する事。
- (3)公印の管守に関する事。
- (4)職員の安全衛生管理に関する事。
- (5)庁舎管理に関する事。
- (6)安全運転管理者の職務に関する事。
- (7)車両及び機器の保守管理に関する事。
- (8)予防査察及び指導に関する事。
- (9)神戸市火災予防条例に基づく届出の受付に関する事。
- (10)防火相談に関する事。
- (11)自衛消防訓練の実施に関する事。
- (12)総務査察課査察係第14号に掲げる事務に関する事。
- (13)消防防災課消防第1係、消防第2係及び消防第3係の分掌事務に関する事。
- (14)消防防災課救急係の分掌事務に関する事。
- (15)前各号に掲げるもののほか、署長が特に必要であると認める事項に関する事。

出張所

〔有馬・北須磨〕

- (1)出張所の庶務に関する事。
- (2)職員の安全衛生管理に関する事。
- (3)庁舎管理に関する事。
- (4)安全運転管理者の職務に関する事。
- (5)車両及び機器の保守管理に関する事。
- (6)予防査察及び指導に関する事。
- (7)神戸市火災予防条例に基づく届出の受付に関する事。
- (8)防火相談に関する事。
- (9)自衛消防訓練の指導に関する事。
- (10)総務査察課査察係第14号に掲げる事務に関する事。
- (11)消防防災課消防第1係、消防第2係及び消防第3係の分掌事務（第12号を除く。）に関する事。
- (12)消防防災課救急係の分掌事務に関する事。
- (13)前各号に掲げるもののほか、署長が特に必要と認める事項に関する事。

水上消防署

＜総務係＞

- (1)消防署の庶務並びに署内の事務の連絡、調整及び改善に関する事。
- (2)文書及び公印の管守に関する事。
- (3)広報及び広聴に関する事。
- (4)事務処理用電子計算機の管理に関する事。
- (5)職員の人事、給与、教養及び服務に関する事。
- (6)職員の安全衛生管理に関する事。
- (7)職員の公務災害補償事務に関する事。
- (8)消防作業従事者等の災害補償事務に関する事。
- (9)経理に関する事。
- (10)庁舎管理に関する事。
- (11)職員の福利厚生に関する事。
- (12)安全運転管理者の職務に関する事。
- (13)交通事故の示談解決に関する事。
- (14)防火安全協会・防火協会との連携に関する事。
- (15)他の係の所管に属しないこと。

＜査察係＞

- (1)防火管理者、防災管理者及び危険物取扱者等の教養指導に関する事。
- (2)自衛消防組織（事業所の自衛消防組織に限る。）の育成及び指導に関する事。
- (3)神戸市火災予防条例の施行（道路使用工事、断水減水、火

災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為、煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関する事を除く。）に関する事。

- (4)防火対象物の査察の実施に関する事。
- (5)防火対象物の違反処理の執行に関する事。
- (6)防火管理及び防災管理の指導及び規制に関する事。
- (7)消防用設備等の点検の指導及び規制に関する事。
- (8)建築許可の意見に関する事。
- (9)消防用設備等の指導及び規制に関する事。
- (10)防火対象物の使用開始検査に関する事。
- (11)建築物の仮使用承認の意見に係る調査に関する事。
- (12)消防危険物及び指定可燃物の指導及び規制に関する事。
- (13)石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所の指導及び規制に関する事。
- (14)火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する事。
- (15)火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素、毒物、劇物等に係る施設の火災の予防に係る指導及び消火活動の障害に係る調査に関する事。
- (16)前各号に掲げるもののほか、査察及び違反処理業務その他の防火対象物の安全性の確保に関する事。

＜消防第1係、消防第2係及び消防第3係＞

- (1)災害の警戒及び防除並びにその計画及び訓練に関する事。
- (2)災害活動の指揮及び安全管理に関する事。
- (3)火災警報、火災注意報及び消防信号に関する事。
- (4)消防地理及び消防水利の調査並びに消防対象物の警防調査に関する事。
- (5)整備管理者の職務に関する事。
- (6)消防機械器具の保守管理に関する事。
- (7)消防用車両、機械器具、通信施設及び水防倉庫の運用に関する事。
- (8)関係法令に基づく応急措置の命令等に関する事。
- (9)救助業務の実施及び訓練に関する事。
- (10)火災の原因及び損害の調査に関する事。
- (11)災害情報の収集及び記録に関する事。
- (12)被災証明に関する事。
- (13)消防対象物の査察の実施及び住宅の防火指導等に関する事。
- (14)神戸市火災予防条例の施行（道路使用工事、断水減水、火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為、煙火打上げ仕掛け及び指定洞道等の届出並びに催しに関する事に限る。）に関する事。
- (15)消防団に関する事。
- (16)火災予防広報に関する事。
- (17)防災福祉コミュニティその他の地域の防災組織に関する事。
- (18)防災教育の支援に関する事。
- (19)自衛消防組織（事業所の自衛消防組織を除く。）の育成及び指導に関する事。
- (20)事業所の防災協力（総務係の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (21)前各号に掲げるもののほか、消防警備及び火災の予防業務の実施（査察係の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (22)救急業務の実施及び訓練に関する事。
- (23)救急統計及び救急報告に関する事。
- (24)管轄区域内における関係機関との連絡調整に関する事。
- (25)市民救急の普及啓発に関する事。
- (26)救急広報に関する事。
- (27)その他救急事務に関する事。

〔消防第1係、消防第2係及び消防第3係係別分掌事務は、消防局長が定める。〕

令和7年度 主要事業

消防局は、「神戸消防グランドデザイン 2025」に示す5つの将来像

将来像1 みんなで安全・安心に取り組むまち

将来像2 防災への心を育むまち

将来像3 命を大切に考え取り組むまち

将来像4 消防サービスが行き届くまち

将来像5 あらゆる災害に備えるまち

の実現を目指して施策を展開している。

将来像1 みんなで安全・安心に取り組むまち

(1) 防災福祉コミュニティ支援事業の推進（予防課）

- ・将来の地域防災の担い手である若い世代に対する防災教育の推進
- ・地域防災活動の活性化事業の推進
- ・防災資機材更新に対する助成

(2) 消防団の充実・強化（消防団支援課）

- ・消防団員の入団促進、処遇改善
- ・消防団詰所や消防団積載車、小型動力ポンプ等の整備
- ・新たな救助資機材（ストライカー）の整備

(3) 市民消火用資機材の整備（警防課・予防課）

- ・地域住民が初期消火活動に使用するための小型動力ポンプの更新

将来像2 防災への心を育むまち

(1) 火災予防広報の充実強化（予防課）

- ・住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器などの普及促進と維持管理の啓発を推進

(2) 防災教育・市民研修の推進（市民防災総合センター）

- ・地震や土砂災害などを疑似体験できるVRゴーグルや消火訓練ができるARゴーグルを用いた防災教育を推進
- ・VRゴーグルを用いた起震車による地震体験
- ・視覚的に救命効果がわかる資機材を活用した市民救命士講習の推進



起震車による地震体験の様子

（３）震災 30 年を契機とした防災啓発（総務課・警防課）

- ・ 全国の救助隊員が救助技術を披露し競い合う第 53 回全国消防救助技術大会の神戸開催に合わせ、同会場において震災 30 年で培われた自助・共助の取り組みの振り返りや最新の消防防災技術の展示を行う。

将来像 3 命を大切に考え取組むまち

（１）救急需要に対応するための救命体制の強化（救急課）

- ・ 救急部の創設
- ・ デイタイム救急隊の増設

（２）救急活動における医療機関との連携の電子化に向けたシステム構築（救急課）

- ・ 医療機関との連携を電子化する新たなシステムを構築し、医師への情報伝達を確実、迅速化させ、救命率の向上を図る。



救急搬送の様子（イメージ）

（３）救急車の適正利用の促進（救急課）

- ・ 「救急安心センター事業（＃7119）」等の広報による救急車適正利用の推進

（４）高度救命体制（救急課）

- ・ 救急救命士 10 名の新規養成及び処置拡大の実習等を実施

将来像 4 消防サービスが行き届くまち

（１）市民防災総合センター（消防学校）の改修

（施設課・警防課・市民防災総合センター）

- ・ ICT 環境を最新化し、教育機能の向上を図るほか、大規模災害時の受援施設として緊急消防援助隊の受け入れがさらに充実するよう改修を行う。
- ・ 災害現場を再現し、実践的な訓練が可能な施設を整備することで、激甚化・頻発化する災害に対応できる職員を育成する。



重機を活用した訓練



土砂災害からの救出訓練

(2) 消防庁舎の整備・改修（施設課）

- ・ 灘消防署の建替え（設計・工事）
- ・ 待機室の個室化工事
- ・ 女性用ユーティリティの整備

(3) 防災活動車両等の整備（施設課）

- ・ CAFS 付タンク車 1 台
- ・ 30m級はしご車 1 台
- ・ タンク付特殊災害対策車 1 台
- ・ ポンプ付救助工作車 1 台
- ・ 大型水槽車 1 台
- ・ 高規格救急車 6 台

(4) 情報収集ドローンの整備（警防課）

- ・ 災害状況を迅速に把握するためのドローンの整備



情報収集用ドローン

将来像5 あらゆる災害に備えるまち

(1) 消防指令事務の共同運用にむけたシステム構築（施設課）

- ・ システム構築業務（令和9年度次期システム稼働）。消防指令事務の連携・協力により、神戸市、三田市の災害情報を一元管理することで、応援体制の強化を実現し、両市の市民サービスの向上を図る。

(2) 神戸市・兵庫県消防防災ヘリコプター共同運航（航空機動隊）

- ・ 消防防災ヘリコプター3機の共同運航を継続
- ・ 神戸市保有の1機を更新（令和6年度～令和8年度）

(3) 消防救急デジタル無線基地局等の機器更新（施設課）

- ・ 本部や消防署、消防車・救急車等デジタル無線機器の計画的な更新（令和3年度～令和9年度）